

福岡県医発第2286号(地)

平成16年3月26日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 関原 敬次郎



福岡県医師会母体保護法指定医師審査規則・細則
及び申請書の改正について（通知）

標記の件につきまして、本会第235回定例代議員会（H16. 3. 25）の承認を得て、別添のとおり改正することとなりましたので、お知らせいたします。

今回の改正は、平成13年10月19日に日本母性保護産婦人科医会が日本産婦人科医会に、また、平成13年5月16日に日本産科婦人科学会認定医が日本産科婦人科学会専門医に変更されたことを踏まえて、平成14年10月1日に日本医師会より、全国的な統一を図る指定医師の指定基準モデルが改正されたことを受け、本会におきましても文言等を改正したものであります。

つきましては、貴会におかれましても、産婦人科医特に、母体保護法指定医師への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



福岡県医師会母体保護法指定医師審査規則の現行・改正規則対照表

現 行 規 則	改 正 規 則
第1章 総 則 (趣 旨) 第1条 この規則は、母体保護法（昭和23年法律第156号）第14条に定める指定医師（以下「指定医師」という）に関する必要な事項を定めるものとする。 第2章 母体保護法指定医師審査委員会 (設 置) 第2条 福岡県医師会定款第37条の定めに基づき、母体保護法指定医師審査委員会（以下「委員会」という）を設ける。 (会 務) 第3条 この委員会は、福岡県医師会長の諮問に応じ、指定医師の審査及び母体保護法に関する必要事項を調査審議し、答申又は建議するものとする。 (構 成) 第4条 委員会の構成は次のとおりとする。 (委員会は次に掲げる委員9名を以って構成する) (1) 日本母性保護産婦人科医会を代表する委員 1名 (2) 日本産科婦人科学会を代表する委員 4名 (3) 各ブロックを代表する委員 4名 2 前項各号の委員は、各関係団体の推せんによるものとし、第3号の委員は日本母性保護産婦人科医会の会員とする。 (委 員) 第5条 委員は、福岡県医師会会長が委嘱する。 2 委員の任期は、本会役員の任期に準じ2ヵ年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまでその任務を行なうものとする。	第1章 総 則 (趣 旨) 第1条 左に同じ 第2章 母体保護法指定医師審査委員会 (設 置) 第2条 左に同じ (会 務) 第3条 左に同じ (構 成) 第4条 委員会の構成は次のとおりとする。 (委員会は次に掲げる委員9名を以って構成する) (1) <u>日本産婦人科医会</u>を代表する委員 1名 (2) 日本産科婦人科学会を代表する委員 4名 (3) 各ブロックを代表する委員 4名 2 前項各号の委員は、各関係団体の推せんによるものとし、第3号の委員は<u>日本産婦人科医会</u>の会員とする。 (委 員) 第5条 左に同じ

現 行 規 則	改 正 規 則
(委 員 長) 第6条 委員会に委員長を置く。 2 委員長は委員が互選する。 3 委員長は委員会を運営する。 第3章 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録 (申請の種類) 第7条 指定医師に関する申請書は、次に掲げるものとする。 (1) 母体保護法指定医師指定申請書(様式1-1) (2) 母体保護法設備指定、又はその変更に関わる申請書(様式6・7) (3) 母体保護法指定医師更新申請書(様式9) 2 次に掲げる場合は、前項第1号による申請を行なうものとする。但し、現に設備指定されている病院、診療所に於ける指定医師取得申請の場合は、第8条第3項第6号の申請書を省くことができる。 (1) 指定医師が病気、その他やむを得ない理由で、指定を受け得る条件を備えた他の医師を随時に雇い入れ、現に設備指定を受けている自らの施設に於いて、不妊手術又は人工妊娠中絶手術を行なわせる場合。 (2) 指定医師が設備指定を受けている当該病院、診療所をやめて県内の新たな病院、診療所に移動する場合。但し、第8条第3項第4号の指導者の証明を省くことができる。(様式4) (申請の手続) 第8条 指定医師になろうとするものは、従事する医療施設についての母体保護法設備指定申請書とともに、設備指定施設に於ける母体保護法指定医師申請書に手数料を添え、各郡市医師会長を経由し、福岡県医師会長に提出するものとする。 2 各郡市医師会長は、前項の申請書を受理したときは、これを調査し副申書を添えるものとする。 3 母体保護法指定医師指定申請書及びその付属書類は、次の様式とする。 (1) 母体保護法指定医師申請書(様式1-2) 1通 (2) 郡市医師会長の意見書(様式2) 1通 (3) 履歴書(様式3) 1通 (4) 指導者の証明書又は日本産科婦人科学会認定医証の写し(様式4) 1通 (研修症例実施報告書を添付)(附則様式の1) (5) 誓約書(様式5) 1通 (6) 母体保護法設備指定申請書(様式6) 1通	(委 員 長) 第6条 左に同じ 第3章 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録 (申請の種類) 第7条 左に同じ (申請の手続) 第8条 左に同じ 2 左に同じ 3 母体保護法指定医師指定申請書及びその付属書類は、次の様式とする。 (1) 母体保護法指定医師申請書(様式1-2) 1通 (2) 郡市医師会長の意見書(様式2) 1通 (3) 履歴書(様式3) 1通 (4) 指導者の証明書又は日本産科婦人科学会専門医認定証の写し(様式4) 1通 (研修症例実施報告書を添付)(附則様式の1) (5) 誓約書(様式5) 1通 (6) 母体保護法設備指定申請書(様式6) 1通

現 行 規 則	改 正 規 則
第9条 指定医師あるいはその施設長は、設備指定を受けた病院、診療所の設備内容に著しい変更をしたときは、「設備指定変更申請書」に手数料を添えて、各郡市医師会長を経由して福岡県医師会長に提出するものとする。 (再指定) 2 各郡市医師会長は、第1項の申請書を受理したときは、これを調査し意見書を添えるものとする。 3 第1項の申請書及びその付属書類は次の様式のいずれかとする。 (1) 母体保護法設備指定申請書 (様式6) (2) 母体保護法(設備指定)変更申請書 (様式7) (3) 母体保護法(設備)指定辞退届 (様式8) (4) 郡市医師会長の意見書 (様式2) (指定医師の更新) 第10条 指定更新は、昭和43年9月11日以後2年毎に行なうものとし、不適格と認められる場合には再指定行なわないことがある。なお、重大な不適格条件が発生した場合には、定期的更新を待つことなく直ちに再検討を行なうものとする。 2 指定医師で継続して指定を受けようとするものは「指定医師更新申請書」に手数料を添え各郡市医師会長を経由し、福岡県医師会長に提出するものとする。(様式9) 3 前項の申請書には「指定証書」を添付するものとする。 (申請の処理) 第11条 福岡県医師会長は、第7条による申請を受理したときは申請書類を検討しその他必要ある場合はその事項を調査し、委員会にその適否を諮問するものとする。 第12条 福岡県医師会長は、委員会の答申により、指定医師の従事しようとする医療施設、及び指定医師の指定について、理事会の議を経てその適否を決定する。 2 福岡県医師会長は前項の適否を申請者並びに当該郡市医師会長に通知するものとする。 3 福岡県医師会長は、指定が決定したときには、福岡県医師会に保存する台帳に設備指定を受けた施設及び指定医師名を登録し、申請者に指定証書を交付するものとする。	第9条 左に同じ (再指定) 2 左に同じ 3 第1項の申請書及びその付属書類は次の様式のいずれかとする。 (1) 母体保護法(設備指定)申請書 (様式6) (2) 母体保護法(設備指定)変更申請書 (様式7) (3) 母体保護法(設備指定)辞退届 (様式8) (4) 郡市医師会長の意見書 (様式2) (指定医師の更新) 第10条 指定更新は、昭和43年9月11日以後2年毎に行なうものとし、不適格と認められる場合には再指定行なわないことがある。なお、重大な不適格条件が発生した場合には、定期的更新を待つことなく直ちに再検討を行なうものとする。 2 指定医師で継続して指定を受けようとするものは、「指定医師更新申請書」に手数料を添え、各郡市医師会長を経由し、福岡県医師会長に提出するものとする。(様式9) 3 前項の申請書には、「指定証書」を添付するものとする。 (申請の処理) 第11条 左に同じ 第12条 左に同じ 2 福岡県医師会長は、前項の適否を申請者並びに当該郡市医師会長に通知するものとする。 3 左に同じ

現 行 規 則	改 正 規 則
第4章 指 定 基 準 第13条 母体保護法を遵守し、指定医師として品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得るものであること。 2 技能は、福岡県医師会が認める研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術並びに救急処置法等の手技を習得しかつ下記要件を具備すること。 (1) 医師免許取得後5年間以上経過しており、産婦人科の研修を3年間以上受けたもの、又は日本産科婦人科学会認定医の資格を有するもの。 (2) 3年間以上の研修期間中に、30症例以上の人工妊娠中絶手術、又は流産手術の実地指導を受けたもの。ただし流産手術の数は半数以下にとどめること。 3 福岡県医師会が指定する研修機関は、原則として下記の条件を充たす医療施設とする。 (1) 医育機関の付属施設、又は年間の開腹手術50以上、分娩数200以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の有資格者が存在すること。 (2) 産婦人科臨床経験8年以上の母体保護法指定医師で、研修医を教育することが出来る人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。 4 設備指定を受け得る医療施設は、分娩台及び手術台、又は分娩台としての機能を持った手術台を備え、随時開腹手術及び分娩を行ないうる体制並びに救急体制を備えた入院設備を有すること。 原則として、医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。	第4章 指 定 基 準 第13条 左に同じ 2 技能は、福岡県医師会が認める研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術並びに救急処置法等の手技を習得し、かつ下記要件を具備すること。 (1) 医師免許取得後5年間以上経過しており、産婦人科の研修を3年間以上受けたもの、又は日本産科婦人科学会<u>専門医</u>の資格を有するもの。 (2) 3年間以上の研修期間中に、30症例以上の人工妊娠中絶手術、又は流産手術の実地指導を受けたもの。ただし流産手術の数は半数以下にとどめること。 3 福岡県医師会が指定する研修機関は、原則として下記の条件を充たす医療施設とする。 (1) 医育機関の付属施設、又は年間の開腹手術50例以上、分娩数200例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の有資格者が存在すること。 (2) 左に同じ 4 設備指定を受け得る医療施設は、分娩台及び手術台、又は分娩台としての機能を持った手術台を備え、随時開腹手術及び分娩を行ないうる体制並びに救急体制を備えた収容施設を有すること。 原則として、医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。
第5章 指定医師の遵守事項 (人工妊娠中絶手術後の届け出) 第14条 指定医師並びに指定施設の長は、人工妊娠中絶手術の届出の正確を期すること。 1 指定医師は、当月中のゼロ報告を含む人工妊娠中絶手術実施報告票を各自作成し、翌月10日までに、福岡県医師会を経由して、福岡県知事に届け出なければならない。 2 複数の指定医師が存在する施設では、責任者が各自の報告票を一括して、翌月10日までに届け出るものとする。	第5章 指定医師の遵守事項 (人工妊娠中絶手術後の届け出) 第14条 左に同じ

現 行 規 則	改 正 規 則
(指定医師の誓約) 第15条 指定に際して、次項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。 1 初産平均年齢を引き下げよう努力するとともに正しい家族計画を指導すること。 2 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。 3 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。 4 医師会及び産婦人科専門団体の行なう研修を受講すること。 5 人工妊娠中絶手術の実施は、設備指定を受けた施設内のみで指定医師が行なえるものとし、往診先又は他の施設において行なわないこと。 6 必要に応じ術後の受胎調節の指導を実施すること。 (失 効) 第16条 指定医師及び設備指定は、指定設備に於ける、すべての指定医師が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の効力を失う。この場合には、施設長は福岡県医師会長に、各都市医師会長を経由して、この旨を届け出なければならない。 1 死亡したとき 2 勤務場所を転退職したとき 3 他県に転出したとき 4 本人の申し出により指定を辞退したとき 5 更新の手続きをしなかったとき (指定医師の更新及び取り消し) 第17条 更新の際、研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。(日医生涯教育制度参加証、県医師会研修証明書、日母研修シール、日産婦研修シールなど) 2 更新の際、第14条に規定された人工妊娠中絶手術後の必要な届け出を行っていない場合には、指定の更新を保留する。 3 指定医師の更新は、指定医師更新申請書(様式9)による。 第18条 指定医師の指定更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行なうものとし、不適格と認められる場合には指定の更新を行なわないことがある。 1 第15条に示す指定医師遵守事項の励行 2 第13条第1項及び第3項及び第4項の指定基準の各項目に関する適否。 3 第14条に示す人工妊娠中絶手術後の届け出の不励行、あるいは指定医師として不適格な事情が発	(指定医師の誓約) 第15条 左に同じ (失 効) 第16条 左に同じ (指定医師の更新及び取り消し) 第17条 更新の際、研修の受講を証明するものの提出を義務付ける。(日医生涯教育制度参加証、県医師会研修証明書、<u>日本産婦人科医会研修参加証(シール)</u>など) 2 左に同じ 3 左に同じ 第18条 左に同じ

現 行 規 則	改 正 規 則
生した場合には、定期的更新を待つことなく、ただちに上記各号の事実も勘案して、指定医師であることの適否について検討し、指定の取り消し、その他の処分を行なうものとする。 第19条 福岡県医師会長は、審査あるいは指定の過程において必要と認めるときは、申請者あるいは指定医師の出頭を求めることが出来る。これに要する費用は申請者あるいは指定医師の負担とする 第6章 不服審査委員会 第20条 福岡県医師会長は、県医師会内に指定医師審査委員会とは別個の不服審査委員会を設け、その審査結果に基づき、不服申し立てに対する措置を行なう。 第21条 不服審査委員の構成は次のとおりとする。 1 医師である委員 4名 2 医師でない委員 3名 第2号の委員中1名は、弁護士資格を有する法律家とする。 第7章 雑 則 (委員会の経費) 第22条 委員会の経費は、福岡県医師会より支弁する。委員会委員の費用弁償並びに旅費は、福岡県医師会費用弁償並びに旅費規定による。 (指定証書再交付申請) 第23条 指定医師は、指定証書を破損し、汚し、又は失ったときは、福岡県医師会長に再交付を申請することができる。 (指定証書の返納) 第24条 指定医師は、指定の効力を失い、またはその指定を取消されたときは福岡県医師会長に返納しなければならない。	第19条 左に同じ 第6章 不服審査委員会 第20条 左に同じ 第21条 左に同じ 第7章 雑 則 (委員会の経費) 第22条 左に同じ (指定証書再交付申請) 第23条 左に同じ (指定証書の返納) 第24条 左に同じ

現 行 規 則	改 正 規 則
第25条 本規則に関する手数料は、理事会の議を経て決定する。 2 納付された手数料は、理由の如何を問わず返却しない。 3 手数料は、福岡県医師会の歳入とする。 第26条 この規則を変更しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。 第27条 指定されたものは、日本産科婦人科学会並びに日本母性保護産婦人科医会に入会することを条件とする。 附 則 1. この規則は、昭和46年4月1日から施行する。 2. 第13条第2項の技能に関しては、昭和46年以降の医師免許取得者に適用する。 3. その他の項については、原則として平成12年4月1日以降の、新指定並びに更新に際して、これを適用する。 4. 福岡県医師会は、第13条第3項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。 5. 指定の申請にあたっては、主任指導医の証明書、又は日本産科婦人科学会認定医証の写しに添えて、第13条2項(2)に基づく、人工妊娠中絶手術、または流産手術の症例に関して、別に定める様式による実施報告書を提出するものとする。 6. 本改定規則の効力発効以前の規則により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第13条第2項に定める技能要件をすでに充足しているものとみなす。 7. 本規則の細部にわたる運用に関しては、別に細則を定める。 設 定 昭和44年 2月 1日 改 正 昭和46年 4月 1日 改 正 昭和49年 4月 1日 改 正 昭和51年 4月 1日 改 正 昭和55年 4月 1日 改 正 昭和59年 4月25日 改 正 平成 7年 9月21日 改 正 平成 8年 9月26日 改 正 平成11年 9月30日	第25条 左に同じ 第26条 左に同じ 第27条 指定されたものは、日本産科婦人科学会並びに<u>日本産婦人科医会</u>に入会することを条件とする。 附 則 1. この規則は、昭和46年4月1日から施行する。 2. 第13条第2項の技能に関しては、昭和46年以降の医師免許取得者に適用する。 3. その他の項については、原則として平成12年4月1日以降の、新指定並びに更新に際して、これを適用する。 4. 福岡県医師会は、第13条第3項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。 5. 指定の申請にあたっては、主任指導医の証明書、又は日本産科婦人科学会専門医認定証の写しに添えて、第13条2項(2)に基づく、人工妊娠中絶手術、または流産手術の症例に関して、別に定める様式による実施報告書を提出するものとする。 6. 本改定規則の効力発効以前の規則により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第13条第2項に定める技能要件をすでに充足しているものとみなす。 7. 本規則の細部にわたる運用に関しては、別に細則を定める。 設 定 昭和44年 2月 1日 改 正 昭和46年 4月 1日 改 正 昭和49年 4月 1日 改 正 昭和51年 4月 1日 改 正 昭和55年 4月 1日 改 正 昭和59年 4月25日 改 正 平成 7年 9月21日 改 正 平成 8年 9月26日 改 正 平成11年 9月30日 改 正 <u>平成16年 3月25日</u>

福岡県医師会母体保護法指定医師審査規則 細則
(ならびに母体保護法に関する規定) の
現行・改正細則対照表

現 行 規 則	改 正 規 則
1 人 格 福岡県医師会母体保護法に関する規程ならびに母体保護法指定医師審査規則 (以下審査規則)第4章第13条1による。 2 技 能 審査規則第4章第13条2による。 3 登録研修医療施設の条件 ①登録研修医療施設の条件は、審査規則第4章第13条3により、福岡県医師会の認定を経て、登録された施設とする。 ②登録研修医療施設は、日本産科婦人科学会認定医制度卒後研修指導施設指定医療機関に準じた施設であること。 ③主任指導医は原則として、日本産科婦人科学会認定医の資格を有するものであること。 ④登録研修医療施設に対する福岡県医師会の認定および登録は、2年毎に更新する。 ⑤登録研修医療施設がその認定条件を失った時には、登録研修医療施設に対する福岡県医師会の認定および登録は、自動的に抹消されるものとする。 4 指定医師指定取得の申請、審査・指定並びに登録 ①指定取得の申請 i) 指定医師申請書 (様式1) ii) 郡市医師会長の意見書 (様式2) iii) 履歴書 (様式3) iv) 日本産科婦人科学会の認定医の場合は、「認定医証」の写し。 日本産科婦人科学会の認定医でなく、産婦人科の研修を3年以上受けたものは、都道府県各医師会の登録研修施設主任指導医の発行する「指導証明書」並びに研修症例実施報告書(様式4及び附則様式の1) v) 誓約書(様式5)	1 人 格 左に同じ 2 技 能 左に同じ 3 登録研修医療施設の条件 ①登録研修医療施設の条件は、審査規則第4章第13条3により、福岡県医師会の認定を経て、登録された施設とする。 ②登録研修医療施設は、日本産科婦人科学会<u>専門</u>医制度卒後研修指導施設指定医療機関に準じた施設であること。 ③主任指導医は原則として、日本産科婦人科学会<u>専門</u>医の資格を有するものであること。 ④登録研修医療施設に対する福岡県医師会の認定および登録は、2年毎に更新する。 ⑤登録研修医療施設がその認定条件を失った時には、登録研修医療施設に対する福岡県医師会の認定および登録は、自動的に抹消されるものとする。 4 指定医師指定取得の申請、審査・指定並びに登録 ①指定取得の申請 i) 指定医師申請書 (様式1) ii) 郡市医師会長の意見書 (様式2) iii) 履歴書 (様式3) iv) 日本産科婦人科学会の<u>専門</u>医の場合は、「<u>専門医認定証</u>」の写し。 日本産科婦人科学会の<u>専門</u>医でなく、産婦人科の研修を3年以上受けたものは、都道府県各医師会の登録研修施設主任指導医の発行する「指導証明書」並びに研修症例実施報告書(様式4及び附則様式の1) v) 誓約書(様式5) vi) <u>母体保護法設備指定申請書(様式6)</u>

②審査 面接及び書類審査 ③指定並びに登録 5 設 備 審査規則第4章第13条4による。 6 設備指定の申請、審査・指定並びに登録 ①設備指定取得の申請 i) 設備指定申請書(様式6)の提出 [分娩・手術室の有無、入院設備等] ii) 申請指定医師氏名； iii) 設備指定申請施設の平面図 iv) 救急用設備仕様 (手術台または分娩台としての機能を持った手術台、麻酔器、蘇生器具、などの平面図への記載) ②審査 書類審査 ③指定並びに登録 ④その他 i) 設備指定取得施設の登録とその番号取得 ii) 設備変更・指定内容変更申請書(様式7)の作成 iii) 母体保護法(設備)指定辞退届(様式8)の作成 7 人工妊娠中絶手術後の届出 審査規則第5章第14条による。 8 指定の更新及び取消 ①審査規則第5章第17条・18条・19条による。 特に、日母研修シールの6枚(6シール)/2年間相当を要件とする。 ②指定医師更新申請書(様式9)の作成 9 指定医師の誓約 審査規則第5章第15条による。 10 指定医師の遵守すべき事項 審査規則第5章による。	②審査 面接及び書類審査 ③指定並びに登録 5 設 備 左に同じ 6 設備指定の申請、審査・指定並びに登録 ①設備指定取得の申請 左に同じ iv) 救急用設備仕様 (手術台または分娩台としての機能を持った手術台、麻酔器、蘇生器具、<u>呼吸心拍監視装置</u>の平面図への記載) ②審査 書類審査 ③指定並びに登録 ④その他 i) 設備指定取得施設の登録とその番号取得 ii) 設備変更・指定内容変更申請書(様式7)の作成 iii) 母体保護法(<u>設備指定</u>)辞退届(様式8)の作成 7 人工妊娠中絶手術後の届出 左に同じ 8 指定の更新及び取消 ①審査規則第5章第17条・18条・19条による。 特に、<u>日本産婦人科医会研修参加証(シール)</u>の6枚(6シール)/2年間相当を要件とする。 ②指定医師更新申請書(様式9)の作成 9 指定医師の誓約 左に同じ 10 指定医師の遵守すべき事項 左に同じ
---	---

11 不服審査委員会 審査規則第6章による。 12 雑 則 ①申請書などの様式は定められた所定のものとする。 ②申請に関する下記手数料等は審査規則第7章第25条により福岡県医師会理事会の議を経て決定する。 <table data-bbox="205 569 743 757"> <tr> <td>i) 指定医師申請料</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>ii) 設備指定申請料</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>iii) 指定登録内容変更料</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>iv) 指定登録料</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>v) 指定登録更新料</td> <td>5,000 円</td> </tr> </table> ③この細則を変更しようとするときは福岡県医師会理事会の議決を経なければならない。 附 則 1. この細則は、平成12年4月1日から施行される。 2. 平成12年4月1日現在、福岡県医師会により指定をうけている母体保護法指定医師ならびにその従業医療施設は、指定内容に変更がない限り、本審査規則第13条第2項および第4項に定める要件を既に充足しているものとみなす。 設 定 平成12年 3月16日	i) 指定医師申請料	20,000 円	ii) 設備指定申請料	10,000 円	iii) 指定登録内容変更料	20,000 円	iv) 指定登録料	3,000 円	v) 指定登録更新料	5,000 円	11 不服審査委員会 左に同じ 12 雑 則 ①申請書などの様式は定められた所定のものとする。 ②申請に関する下記手数料等は審査規則第7章第25条により福岡県医師会理事会の議を経て決定する。 <table data-bbox="887 569 1431 757"> <tr> <td>i) 指定医師申請料</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>ii) 設備指定申請料</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>iii) 指定登録内容変更料</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>iv) 指定登録料</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>v) 指定登録更新料</td> <td>5,000 円</td> </tr> </table> ③この細則を変更しようとするときは福岡県医師会理事会の議決を経なければならない。 附 則 1. この細則は、平成12年4月1日から施行される。 2. 平成12年4月1日現在、福岡県医師会により指定をうけている母体保護法指定医師ならびにその従業医療施設は、指定内容に変更がない限り、本審査規則第13条第2項および第4項に定める要件を既に充足しているものとみなす。 設 定 平成12年 3月16日 改 定 平成16年 3月25日	i) 指定医師申請料	20,000 円	ii) 設備指定申請料	10,000 円	iii) 指定登録内容変更料	20,000 円	iv) 指定登録料	3,000 円	v) 指定登録更新料	5,000 円
i) 指定医師申請料	20,000 円																				
ii) 設備指定申請料	10,000 円																				
iii) 指定登録内容変更料	20,000 円																				
iv) 指定登録料	3,000 円																				
v) 指定登録更新料	5,000 円																				
i) 指定医師申請料	20,000 円																				
ii) 設備指定申請料	10,000 円																				
iii) 指定登録内容変更料	20,000 円																				
iv) 指定登録料	3,000 円																				
v) 指定登録更新料	5,000 円																				

(様式1の1)

母体保護法指定医師指定申請書

平成 年 月 日

福岡県医師会長 殿

所在地 福岡県
医療施設名
氏 名

印

母体保護法指定医師の指定を受けたく下記の書類を添えて申請します。

記

- | | |
|---|-----|
| 1. 母体保護法指定医師申請書（様式1の2） | 1 通 |
| 2. 郡市医師会長の意見書（様式2） | 1 通 |
| 3. 履歴書（様式3） | 1 通 |
| 4. 指導証明書並びに研修症例実施報告書、又は
日本産科婦人科学会 <u>専門医認定証</u> の写し
(様式4, 附則様式の1) | 1 通 |
| 5. 誓約書（様式5） | 1 通 |
| 6. <u>母体保護法設備指定申請書（様式6）</u> | 1 通 |

(様式1の2)

母体保護法指定医師申請書

1. 申請者氏名；(男・女) 印
2. 生年月日；年 月 日 3. 年齢；満 歳
4. 現住所(自宅)；〒 —
- TEL；() — FAX；() —
5. 本籍地(都道府県名)；
6. 所属都市医師会名；
7. 医療施設名； 福指第 — 号(登録番号がある場合は記入して下さい)
8. 所在地(医療機関住所)；〒 —
- TEL；() — FAX；() —
9. 管理者氏名；
10. 医師会・学会等の入会状況；
郡市医師会(会員・非会員) 福岡県医師会(会員・非会員)
日本産婦人科医会福岡県支部(会員・非会員)
日本産科婦人科学会福岡地方部会(会員・非会員)
11. 出身大学(医学部)；
卒業年月日；年 月 日
12. 医 籍 登 録 番 号 ；
登録年月日；年 月 日
13. 日本産科婦人科学会専門医認定番号；—N—
14. 指導を受けた医療機関名；
指導医名；
研修期間；年 月
15. 以前に指定を受けた事のある方は；都道府県名；
前回指定年月日；年 月 日
設備指定医療施設名；
16. 医事に関する法規違反；(有・無)
- ※必要事項を記入するか○で囲んで下さい。
13. に記入した場合には 14. は記入しなくて結構です。

(様式2)

意 見 書

平成 年 月 日

福岡県医師会長 殿

郡市医師会名
会 長 名

印

下記の母体保護法指定医師申請者は指定医師として（適当・不適當）
です。

所 在 地
医療施設名
氏 名

(意見)

(様式 3)

履歷書

(平成 年 月 日現在)

[illegible]

顔写真
(3×4 cm)

(様式4)

指導証明書

平成 年 月 日

福岡県医師会長 殿

所在地

研修施設名

(都道府県名; _____)

施設管理者氏名

印

主任指導医氏名

印

(氏 名)

の実地指導について下記証明する。

記

1. 福岡県医師会母体保護法指定医師の指定基準の技能(注1)に示す実地指導を
① 完了 ② 一部実施した。
2. 指導医師氏名および指導期間(注2)

指導医師氏名	指導期間
	自 _____
	至 _____ の 年 _____ 月
	自 _____
	至 _____ の 年 _____ 月
	自 _____
	至 _____ の 年 _____ 月

(注1) 指定を受ける医師は、医師免許取得後5年以上経過し、産婦人科の研修を3年以上受けたもの又は日本産科婦人科学会専門医の資格を有するもので、2名以上の母体保護法指定医師(内1名は8年以上の臨床経験を有するものとする)を有し、医育機関の附属施設、又は年間開腹手術50例以上、分娩数200例以上取り扱う登録研修施設において、期間中に30例以上の人工妊娠中絶または流産手術の実地指導を受けたものでなければならない。

(注2) (1) 指導医師が交代した場合には、同一施設であっても指導医師氏名および指導期間を記入すること。

(2) 研修施設が2ヶ所以上の場合には、登録研修施設毎に指導証明書を提出すること。

(附則様式の1)

研修症例実施報告書

申請医師氏名 ()

登録研修施設名 ()

No.	年月日	妊娠週数	加号番号	病 院 名	主任指導医名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

(様式5)

誓 約 書

平成 年 月 日

福岡県医師会長 殿

医療施設名
所在地 福岡県
申請医師氏名

印

下記の内容を遵守することを誓約いたします。

記

福岡県医師会母体保護法指定医師の遵守すべき規定

1. 福岡県医師会母体保護法指定医師審査規則第12条第3項により指定された医師は、この規定を遵守すべき旨、福岡県医師会長に文書により誓約しなければならない。
2. 指定医師は、氏名変更、指定を受けた医療施設の変更(場所、設備)があったときは、直ちに福岡県医師会長へ届出なければならない。
3. 指定医師は、指定された医療施設の廃止、あるいは設備要件が欠如した場合、指定された医療施設より県外に転出した場合には、指定登録証書を直ちに福岡県医師会長へ返納しなければならない。
4. 指定医師の2年毎の更新に際しては、示された手続きを行わなければならない。
5. 指定医師は、母体保護法第25条に定められた届出を怠ってはならない。
6. 指定医師は、母体保護法第14条の人工妊娠中絶を施行するに当たっては、常に次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
 - (2) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先等においては行わないこと。
 - (3) 初産平均年齢を引き下げよう努力するとともに、正しい家族計画を指導すること。
 - (4) 必要に応じ術後の受胎調節の指導を実施すること。
7. 指定医師の診療科目は、産婦人科を主体としなければならない。
8. 指定医師は、日本医師会、福岡県医師会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会等の行う研修会の受講を怠ってはならない。
9. 指定医師は、他の指定医師と円満協議し、救急時相互扶助の体制を確立するよう努めなければならない。

附 則 1. この規定は、平成12年4月1日より施行する。

2. 平成12年4月1日現在、福岡県医師会母体保護法指定医師審査規則第12条第1項により指定されている医師は、本規程1による誓約を更新時まで延期することができる。

(様式6)

母体保護法設備指定申請書

平成 年 月 日

福岡県医師会長 殿

所属郡市医師会名
氏 名

印

1. 医療施設名；
指定登録番号； 福指第 — 号
(登録番号がある場合は記入してください。)

2. 所在地；〒 —

TEL；() — FAX；() —

3. 管理者氏名；
産婦人科責任者氏名；
指定医師指定番号；福指第 — 号
(指定医師番号がある場合は記入してください。)

4. 申請指定医師氏名；
指定医師指定番号；福指第 — 号
(指定医師番号がある場合は記入してください。)

5. 標榜科目；産、婦、内、外、小、精、神、整、眼、耳、皮、麻、放、泌、
その他 ()

入院設備； 有 (室 床) ・ 無

※入院設備が無い場合のみ記入して下さい・・・収容施設；(有 ・ 無)

6. 産婦人科施設；分娩室 (有・無) 手術室 (有・無)

7. 救急用設備；分娩台としての機能を持った手術台 (有・無)

麻酔器 (有・無) 蘇生器具 (有・無)

呼吸心拍監視装置 (有・無)

8. 医療従事者数；医師 名・助産師 名・看護師 名・
准看護師 名・看護補助者 名・当直医 名

必要事項を記入するか○で囲んで下さい。

なお、医療施設・入院設備・救急用設備配置の平面図を貼付して下さい。

(様式 7)

母体保護法(設備指定)変更申請書

平成 年 月 日

福岡県医師会長 殿

氏 名 印

母体保護法

設備指定 ・ 指定内容

 を下記のように変更したく、指定証書を添付の上、申請します。

記

1. 医療機関施設名；

2. 所在地；〒

TEL；() - FAX；() -

3. 管理者氏名；

4. 指定医師氏名；

生年月日； 年 月 日 年齢；満 歳

現住所；〒

TEL；() - FAX；() -

5. 指定医師指定番号；福指第 - 号

6. 所属都市医師会名；

7. 変更箇所；

①標榜科目；産、婦、内、外、小、精、神、整、眼、耳、皮、麻、放、泌、
その他 ()

②入院設備； 有 (室 床) ・ 無

③産婦人科施設；分娩室 (有・無) 手術室 (有・無)

④救急用設備；

⑤その他；

(※①から④までを変更した場合、変更箇所を詳しく記載して下さい。)

8. 変更した理由

必要事項を記入するか○で囲んで下さい。

なお、7の②③④を変更した場合には、医療施設の平面図を貼付して下さい。

(様式 8)

母体保護法(設備指定)辞退届

平成 年 月 日

福岡県医師会長 殿

所 在 地 ; 〒 -

医療施設名
指 定 番 号 ; 福指第 - 号
氏 名 印

母体保護法(設備指定)を下記の理由により辞退したいので、指定証書を添付の上、届出をいたします。

(理 由)

(様式 9)

母体保護法指定医師更新申請書

平成 年 月 日

福岡県医師会長 殿

母体保護法指定医師の更新を御願いたく、
指定証書・研修参加証・記録手帳を添付の上、申請します。

記

- ふりがな
1. 申請者氏名； 印
2. 生年月日； 年 月 日 3. 年齢；満 歳
4. 現住所；〒 -

- TEL；() - FAX；() -
5. 指定医師指定番号；福指第 - 号
6. 所属郡市医師会名；
7. 医療施設名；
8. 所在地；〒 -

- TEL；() - FAX；() -
9. 郡市医師会；(会員・非会員) 福岡県医師会；(会員・非会員)
日本産婦人科医会福岡県支部；(会員・非会員)
日本産科婦人科学会福岡地方部会；(会員・非会員)
10. 日本医師会、都道府県医師会、日本産婦人科医会等主催の講習会・研修会受講
状況（研修参加証・記録手帳添付のこと）

講習会・研修会名	受講年月日	単位・シール

※研修参加証・記録手帳を紛失した者のみ上記に記入のこと

11. 医事に関する法規違反；(有 ・ 無)

必要事項を記入するか、○で囲んでください。